
ＪＡＳＤＡＱ市場におけるマーケットメイク制度に関する手数料等の見直しに伴う「店頭売買有価証券の売買その他の取引に関する規則」（公正慣習規則第１号の２）等の一部改正について

日証協 平 16.9.29

本協会では、９月１４日の自主規制会議において、「店頭売買有価証券の売買その他の取引に関する規則」（公正慣習規則第１号の２）等の一部を改正した。

現在、本協会及び(株)ジャスダックでは、マーケットメイク制度を中核とする市場構築を図るとともに、併せて、(株)ジャスダック証券取引所の創設に向けた準備を進めているところである。そこで、マーケットメイク銘柄数及びマーケットメイカー数の増加により、マーケットメイク制度の活性化を図る観点から、マーケットメイク銘柄の発行会社及びマーケットメイカーに対する手数料の軽減を実施するため、「店頭売買有価証券の売買その他の取引に関する規則」（公正慣習規則第１号の２）等について、所要の見直しを図るものである。

- ・ 本規則改正は、平成 16 年 9 月 30 日から施行し、マーケットメイカーの支払う店頭売買取引負担金の軽減の規定に関する改正は、9 月 1 日以後に行われる売買取引（本年 10 月請求分）から、また、マーケットメイク銘柄に対する登録料等の軽減の規定に関する改正は、本年 9 月 1 日以後に支払いが行われるものから、それぞれ適用する。

本規則改正の趣旨・骨子及び新旧対照表等は、それぞれ以下のとおりである。

JASDAQ市場におけるマーケットメイク制度に関する手数料等の見直しに伴う「店頭売買有価証券の売買その他の取引に関する規則」（公正慣習規則第1号の2）等の一部改正について

平成 16 年 9 月 29 日
日 本 証 券 業 協 会

1. 改正の趣旨

現在、本協会及び JASDAQ 市場の運営会社である(株)ジャスダックでは、マーケットメイク制度を中核とする市場構築を図るとともに、併せて、証券取引所の創設に向けた準備を進めているところである。

そこで、マーケットメイク銘柄数及びマーケットメイカー数の増加により、マーケットメイク制度の活性化を図る観点から、マーケットメイク銘柄の発行会社及びマーケットメイカーに対する手数料の軽減を実施するため、「店頭売買有価証券の売買その他の取引に関する規則」（公正慣習規則第1号の2）等について、所要の整備を行うこととする。

2. 改正の骨子

(1)「店頭売買有価証券の売買その他の取引に関する規則」（公正慣習規則第1号の2）の一部改正について

- ・ マーケットメイカーの支払う店頭売買取引負担金の軽減

マーケットメイカーは、JASDAQ 売買システム又は JASDAQ マーケットメイクシステムを通じて発注した注文に基づき成立した取引に係る店頭売買取引負担金から、当該マーケットメイクシステムを通じて提示した気配に基づき成立した取引の合計額に係る店頭売買取引負担金に相当する金額の二分の一の額を控除して、支払うものとする。
(規則第 11 条の 2 新設)

(2)「店頭売買有価証券の登録等に関する規則」に関する細則」の一部改正について

- ・ マーケットメイク銘柄に対する登録料等の軽減について

- ① 登録日において、マーケットメイク銘柄として指定された登録銘柄又は店頭転換社債型新株予約権付社債の登録料をそれぞれ 200 万円又は 30 万円に減額するものとする。
(細則第 9 条の 2 第 1 項新設)

(注) ただし、登録日から 1 年を経過する日までの間にマーケットメイク銘柄としての指定を取り消された場合には、登録料の減額分を遅滞なく支払うものとする。
(細則第 9 条の 2 第 2 項新設)

- ② マーケットメイク銘柄として指定された登録銘柄又は店頭転換社債型新株予約権付社債の発行会社が支払う登録管理料については、現行の所定の金額から、それぞれ二分の一の金額に、減額するものとする。

(細則第 9 条の 2 第 3 項新設)

(注) 施行日以後、新たにマーケットメイク銘柄の指定を受けた登録銘柄又は店頭転換社債型新株予約権付社債の発行会社が、当該指定を受けた日から翌 3 月 31 日までの間、継続して、マーケットメイク銘柄として指定を受けている場合には、当該翌 3 月 31 日を基準とする計算期間に限り登録管理料を徴収しないものとする。

(細則第 9 条の 2 第 4 項新設)

3. 施行時期

この改正は、平成 16 年 9 月 30 日から施行し、2 (1) の改正は、9 月 1 日以後に行われる売買取引（本年 10 月請求分）から、また、2 (2) の改正は、本年 9 月 1 日以後に支払いが行われるものから、それぞれ適用する。

以 上

「店頭売買有価証券の売買その他の取引に関する規則」（公正慣習規則第1号の2）の一部改正について

平成16年9月29日
(下線部分変更)

新	旧
(店頭売買取引負担金) 第11条 会員は、JASDAQ売買システム又はJASDAQマーケットメイクシステムを通じて行われた店頭売買取引に関し、細則に定める額の店頭売買取引負担金を第55条第3項に規定する方法により支払わなければならない。ただし、この場合において、本協会は、当該細則に定める額の毎月の合計額から、クリアリング機構の規則に基づき計算される清算手数料(細則に定める清算手数料をいう。以下第47条第5項において同じ。)に相当する額を控除するものとする。 2 前項に規定する店頭売買取引のうち、マーケットメイカーが第2条第2号に規定する義務を履行するためにJASDAQマーケットメイクシステムを通じて行うマーケットメイク銘柄の売買については、前項本文の規定を適用しない。 (マーケットメイカーに係る店頭売買取引負担金の特例) 第11条の2 <u>本協会は、会員がマーケットメイカーである場合には、前条の規定に基づき当該マーケットメイカーが支払わなければならない店頭売買取引負担金の金額から、前条第2項の規定により支払いを免除される額の二分の一に相当する金額を控除するものとする。ただし、当該控除される金額は細則に定める方法により算出される店頭売買取引負担金の額を限度とする。</u> 付 則 この改正は、平成16年9月30日から施行し、平成16年9月1日以後に行われる店頭売買取引に係る店頭売買取引負担金から適用する。	(店頭売買取引負担金) 第11条 (省 略) 2 (省 略) (新 設)

「店頭売買有価証券の登録等に関する規則」に関する細則の一部改正について

平成 16 年 9 月 29 日

(下線部分変更)

新	旧
(登録料等の額等の取扱い) 第 9 条 規則第 9 条第 1 項に規定する登録銘柄の登録料及び登録管理料については、次の各号に定めるところによる。 1 金額 イ 登録料 600 万円（ただし、規則第 5 条第 2 項第 1 号に規定する場合にあっては 150 万円とし、規則第 5 条第 2 項第 2 号、第 3 号及び第 4 号に規定する場合にあっては 300 万円とする。） ロ 登録管理料（年額） (イ) 本協会の登録原簿に登録された株式数（以下「登録株式数」という。）が 1 万単元（単元株制度を採用しない場合には、「単元」を「株」と読み替える。以下同じ。）未満の場合 72 万円 (ロ) 登録株式数が 1 万単元以上 3 万単元未満の場合 84 万円 (ハ) 登録株式数が 3 万単元以上 5 万単元未満の場合 96 万円 (ニ) 登録株式数が 5 万単元以上 7 万単元未満の場合 108 万円 (ホ) 登録株式数が 7 万単元以上 9 万単元未満の場合 120 万円 (ヘ) 登録株式数が 9 万単元以上の場合 132 万円 (ト) 登録管理料の計算は、3 月 31 日現在における登録株式数を基準とする。ただし、登録申請をしようとする銘柄の発行会社については、登録日における登録株式数を基準とする。 (チ) 登録管理料の計算期間は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとし、計算期間の途中で登録を受けた場合は、当該登録を受けた月を含め月数按分により計算した額とする。 (リ) 規則第 5 条第 2 項第 2 号、第 3 号及び第 4 号により登録する会社が登録時にお	(登録料等の額等の取扱い) 第 9 条 (省 略)

新	旧
いて支払うべき登録管理料については、合併又は株式交換若しくは株式移転又は人的分割前の登録銘柄の発行会社が支払った登録管理料をもってこれを支払ったものとする。 2 支払期日 登録料 登録日から 10 営業日以内の日で本協会が指定する日 登録管理料 毎年 5 月 31 日 （ただし、計算期間の途中で登録を受けた場合は、当該登録日から 10 営業日以内の日で本協会が指定する日） 3 支払方法 登録銘柄の発行会社は、登録料及び登録管理料を本協会が定める方法により前号に定める期日までに支払うものとする。なお、支払われた登録料及び登録管理料は、理由の如何を問わず返戻しないこととする。 2 規則第 25 条の 3 に規定する店頭転換社債型新株予約権付社債の登録料及び登録管理料については、次の各号に定めるところによる。 1 金額 イ 登録料 100 万円 ロ 登録管理料（年額） 本協会の登録原簿に登録された額面の総額のうち (イ) 5 億円以下の金額につき 25 万円 (ロ) 5 億円を超え 50 億円以下の金額につき 2 億 5000 万円以下を増すごとに 4 万円 (ハ) 50 億円を超え 500 億円以下の金額につき 25 億円以下を増すごとに 4 万円 (ニ) 500 億円を超える金額につき 250 億円以下を増すごとに 4 万円 (ホ) 登録管理料の計算は、3 月 31 日現在における登録額面総額を基準とする。ただし、登録申請をしようとする転換社債型新株予約権付社債については、登録日における登録額面総額を基準とする。	2 (省 略)

新	旧
(ハ) 登録管理料の計算期間は、4月1日から翌年3月31日までとし、計算期間の途中で登録を受けた場合は、当該登録を受けた月を含め月数按分により計算した額とする。 (ト) 規則第24条第3項第1号、第3号、第4号、第6号及び第4項により登録する転換社債型新株予約権付社債の発行会社が登録時において支払うべき登録管理料については、合併、分割又は株式交換若しくは株式移転前の登録会社が支払った登録管理料をもってこれを支払ったものとする。 2 支払期日 登録料 登録日から10営業日以内の日で本協会が指定する日 登録管理料 毎年5月31日 (ただし、計算期間の途中で登録を受けた場合は、当該登録日から10営業日以内の日で本協会が指定する日) 3 支払方法 店頭転換社債型新株予約権付社債の発行会社は、登録料及び登録管理料を本協会が定める方法により前号に定める期日までに支払うものとする。なお、支払われた登録料及び登録管理料は、理由の如何を問わず返戻しないこととする。	
<u>(マーケットメイク銘柄に係る登録料等の額等の取扱いの特例)</u> <u>第9条の2</u> 前条第1項第1号イ(ただし書が適用される場合を除く。)又は同条第2項第1号イの規定にかかわらず、登録日において、<u>マーケットメイク銘柄(売買規則第2条第3号に規定するマーケットメイク銘柄をいう。以下同じ。)</u>として指定された登録銘柄又は店頭転換社債型新株予約権付社債の発行会社が支払う登録料の金額については、それぞれ、200万円又は30万円とする。 <u>2</u> 前項の適用を受けた登録銘柄又は店頭転換社債型新株予約権付社債の発行会社が、登録日から1年を経過する日までの間にマーケットメイ	(新 設) (新 設)

新	旧
<u>ク銘柄としての指定を取り消された場合には、当該発行会社は、登録料の減額分に相当する金額を、本協会が定める方法により、遅滞なく、支払うものとする。</u> 3 <u>登録管理料の計算の基準となる日において、マーケットメイク銘柄として指定されている登録銘柄又は店頭転換社債型新株予約権付社債の発行会社が支払う登録管理料の金額は、前条第1項第1号ロ又は同条第2項第1号ロの規定に基づいて算出される登録管理料の金額の二分の一の額とする。</u> 4 <u>新たにマーケットメイク銘柄の指定を受けた登録銘柄又は店頭転換社債型新株予約権付社債の発行会社が、当該指定を受けた日から翌3月31日までの間において、継続して、マーケットメイク銘柄として指定を受けている場合には、本協会は、前条第1項第3号、同条第2項第3号及び前項の規定にかかわらず、当該翌3月31日を基準とする計算期間に係る登録管理料を徴収しないものとする。</u> 付 則 1 この改正は、平成16年9月30日から施行し、第9条の2第1項から第3項までの規定は、平成16年9月1日以後に支払期日が到来する登録料及び登録管理料から適用するものとする。この場合において、第9条第1項第3号及び同条第2項第3号のなお書の規定は適用しないものとする。 2 第9条の2第4項の規定は、施行日以後新たにマーケットメイク銘柄の指定を受けた登録銘柄又は店頭転換社債型新株予約権付社債の発行会社に対して適用するものとする。	(新 設) (新 設)

規則改正案に対するパブリック・コメント及び本協会の考え方について
(JASDAQ 市場におけるマーケットメイク制度に関する手数料等の見直しについて)

平成 16 年 9 月 29 日

日 本 証 券 業 協 会

本協会では、JASDAQ 市場におけるマーケットメイク制度に関する手数料等の見直しについて、去る 8 月 23 日から 9 月 6 日までの間、パブリック・コメントの募集を行った。この間、寄せられた意見（2 件 事業法人）及びそれに関する考え方は次のとおりである。

○ マーケットメイク制度について

マーケットメイク制度は、発行株式数の少ない発行会社にとっては、流動性の確保の点から非常に有用な制度と考えるが、いまだに投資家から十分な評価を得られていないのではないかと考える。この原因の一つとしては、例えば、マーケットメイカーの行き過ぎた「利鞘抜き」行為があると思う。こういう点について、何らかの対処をしてもらうことなどで、マーケットメイク制度をきちんと PR してもらいたい。

ご指摘のとおり、JASDAQ 市場においてはビジネスモデルに特徴のある企業や成長・ベンチャー企業等を育成する市場としての特殊性を最大限発揮するため、マーケットメイク制度を導入し流動性の確保に努めてきたところでございます。

この間、マーケットメイカーによる売り気配と買い気配の差（スプレッド）を縮小させより良い価格での売買執行を確保するために、平成 14 年 7 月には、最低マーケットメイカー数を 2 社から 4 社へ引き上げ、平成 15 年 5 月には小口注文についてマーケットメイクシステムでの売買執行を義務付け、さらに、平成 16 年 6 月には競争的なマーケットメイク環境の導入のため、マーケットメイカーの提示する気配での約定について手数料の見直しなどを行い、投資家が売買しやすいマーケットメイク制度の環境整備を図ってきたところであります。

その結果、銘柄によって差異はございますが、基本的には 1 %～2 % 程度の範囲にスプレッドは収斂してきており、また、1 銘柄当りのマーケットメイカー数は、平均 7 社という状況になっております。

今回の改正につきましても、マーケットメイカーの手数料を逡減させることで、より多くのマーケットメイカーの参入を促し、マーケットメイカー間の競争を促進することで、より一層のスプレッドの縮小を図ることを目的の一つとしております。

このような施策が、未だ十分に浸透していないことはご指摘のとおりでございますので、本協会といたしましては、(株)ジャスダックとともに、マーケットメイク制度の仕組みやその特徴、今までの取り組み等について、発行会社や投資家の皆様に十分ご理解頂けますよう、より一層様々な活動を通じ積極的にPRしていきたいと存じます。

JASDAQ 市場はマーケットメイク方式とオークション方式の 2 つの取引方法を認めているにもかかわらず、なぜ、今般、登録料や登録管理料について、違いを設けるのか。また、今回の改正は、マーケットメイク制度の普及が目的とのことだが、これまで、マーケットメイク銘柄が減少してきたということは、制度自体に改善すべき点があるということだと思う。その制度そのものの改善に着手せずに、手数料等の引下げで対応することは適切な対応ではないと考えるが、どうか。

ご指摘のとおり、現在 JASDAQ 市場におきましては、マーケットメイク及びオークションの二つの売買手法を導入しております。しかしながら、ビジネスモデルに特徴のある企業や成長・ベンチャー企業等を育成する市場として、流動性を確保し投資家等への売買機会を常に提供可能とする観点から、本協会及び(株)ジャスダックにおきましてはマーケットメイク制度を JASDAQ 市場の中核として位置付けることとしており、今後一層のマーケットメイク制度の活性化を図っていく所存でございます。

上述のとおり、本協会におきましては、マーケットメイク制度のより一層の利便性の向上のために、様々な施策を実施して参ったところでございます。今般の制度改正につきましても、各種手数料の軽減を通じてマーケットメイク銘柄及びマーケットメイカーの増加を図り、より競争的なマーケットメイク制度の実現を目指すものであり、ひいては、投資家の利便性の向上、流動性の確保を図り、競争力ある JASDAQ 市場の構築を目指すという政策的見地によるものであります。

ご指摘のとおり「制度自体に改善すべき点」は多々ありますが、本協会といたしましては、このような改正を積み重ねていくことが、より競争的なマーケットメイク制度を実現することを通じて、本来あるべき姿のマーケットメイク制度を確保するための基本的な制度改革につながるものと確信しております。

何卒、ご理解願いたいと存じます。

以 上